

出雲崎町空家等対策の推進に関する条例の概要

■背景

少子高齢化、都市部への人口集中などにより、地方における人口及び世帯数の減少に伴う空家が増加しているため、国は平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）を完全施行しました。

本町においても、空家問題は深刻であり、平成30年6月に行政のほか、住民、議会及び学識経験者から構成する出雲崎町空家等対策協議会を設置し、このたび空家対策を効果的及び効率的に推進するための取組の方向性を示す「出雲崎町空家等対策計画」を策定しました。

本条例は、法で定められたもののほか必要な事項を定めることにより、「出雲崎町空家等対策計画」で示した空家等に関する対策の実施を促進し、地域の安全・安心の確保及び生活環境を保全することを目的としています。

■条例解説

法を補完する主な規定について解説します。

第3条（情報の提供）

空家等対策に資する情報（個人情報を含みます。）の提供を求めるために規定を設けるものです。

第4条（空家等の所有者等の責務）

空家等の所有者等に対し、より強く空家等の適正管理を求めていくために上乗せした規定を設けるものです。

第5条（町の責務）

町が、国、県、関係機関及び町民等と協力して、必要な施策を総合的かつ効率的に実施していくために上乗せした規定を設けるものです。

第6条（町民等の役割）

町民等の役割について規定を設けるものです。

第7条（特定空家等の認定）

法に基づく助言・指導等の対象となる特定空家等の認定又は取消しについての規定を設けるものです。

第8条（公表）

法に基づく命令が行われたにも関わらず、措置を講じなかった所有者等の氏名及び住所を公表することにより、利害関係者へ周知することができるように規定を設けるものです。

第9条（緊急安全措置）

空家等が周囲に危害等を及ぼす又はそのおそれがあり、かつ、公共の安全を確保するための緊急の必要があると認める場合、危害等を予防又は拡大を防ぐために必要最小限度の措置を講ずることができるよう規定を設けるものです。

■ 条例と法律の比較表

条例	法律
第1条 目的	第1条 目的
第2条 定義	第2条 定義
第3条 情報の提供	
第4条 空家等の所有者等の責務	第3条 空家等の所有者等の責務
第5条 町の責務	第4条 市町村の責務
第6条 町民等の役割	
	第5条 基本指針
	第6条 空家等対策計画
	第7条 協議会
	第8条 都道府県による援助
	第9条 立入調査等
	第10条 空家等の所有者等に関する情報の利用等
	第11条 空家等に関するデータベースの整備等
	第12条 所有者等による空家等の適切な管理の促進
	第13条 空家等及び空家等の跡地の活用等
第7条 特定空家等の認定	
第8条 公表	第14条 特定空家等に対する措置
第9条 緊急安全措置	
	第15条 財政上の措置及び税制上の措置等
	第16条 過料
第10条 関係機関との連携	
第11条 委任	

■ 特定空家等対応フロー

